

入札公告

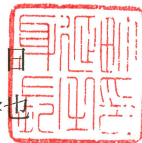
次のとおり、事後審査型条件付一般競争入札（土地の売払い）を行うので、公告する。

なお、本公告に定めるもののほか、本入札に関する事項は、次に掲げる資料（以下「関係資料」という。）に定めるところによる。

- （１）事後審査型条件付一般競争入札（土地の売払い）実施要領（以下「実施要領」という。）
- （２）物件調書
- （３）普通財産売買契約書（案）（以下「契約書案」という。）
- （４）入札参加資格審査表

令和8年8月28日

身延町長 望月 幹也



第1 入札に付する事項

1 入札（契約）番号

第08-売-002号

2 売買物件

次の土地4筆を一括して売り払う。

所在	地番	地目	地積
身延町伊沼字河岸村	123番1	雑種地	508㎡
身延町伊沼字河岸村	124番1	雑種地	671㎡
身延町伊沼字河岸村	131番1	雑種地	495㎡
身延町伊沼字河岸村	131番2	雑種地	14㎡
合計			1,688㎡

3 予定価格

10,400,000円

- （１）予定価格は、売買物件を一括した最低売却価格とする。
- （２）入札書には、売買物件4筆を一括した売買代金の総額を記載すること。
- （３）土地の売買代金には、消費税及び地方消費税は課されない。

4 売却方法及び主な条件

- (1) 売買物件は、公簿面積による現状有姿の一括売払いとし、個別の売払いは行わない。
- (2) 本入札は、事後審査型条件付一般競争入札とする。有効な入札のうち、予定価格以上で最も高い価格を提示した者を落札候補者とし、事後審査の結果、適格と認めた者を落札者として決定する。
- (3) 落札者は、実施要領に定める指定事業のために売買物件を自ら使用し、実施要領に定める禁止用途に使用してはならない。
- (4) 落札者は、売買物件の引渡しの日から2年以内に、指定事業に必要な施設を設置し、指定事業に係る操業その他の事業活動を開始しなければならない。また、売買契約締結の日から5年間を指定期間とし、引渡しの日から指定期間の満了の日まで、売買物件を指定事業のために使用しなければならない。
- (5) 落札者は、建築物を新築するか否かにかかわらず、指定事業の実施前に地元住民説明会を開催し、その結果を町に報告しなければならない。地元住民説明会の開催及び町への報告を完了するまでは、指定事業に係る造成、工事、施設の設置又は事業活動に着手することはできない。
- (6) 売買契約には、権利の設定及び所有権移転の制限、買戻しの特約、違約金その他指定事業の履行を確保するために必要な条件を付する。

第2 入札に付する内容の説明、関係資料の配布及び質問

1 入札説明会

別途の入札説明会は開催せず、関係資料の配布をもって、入札に付する内容の説明に代える。

2 関係資料の配布

- (1) 配布場所及び方法
関係資料の配布は、身延町ホームページへの掲載により行う。
- (2) 掲載期間
入札公告の日から令和8年9月24日まで

3 質問の受付

- (1) 受付期間
入札公告の日から令和8年9月16日午後3時まで

(2) 提出方法

町が指定する質問書に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。

(3) 提出先

keiyaku@town.minobu.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年9月18日までに、身延町ホームページに掲載して公表する。

(5) 留意事項

質問に対する回答により関係資料を補足し、又は変更する場合は、その旨を明示する。

電子メール以外の方法による質問には回答しない。

第3 入札参加申込み

1 申込期間

(1) 受付期間

入札公告の日から令和8年9月14日まで

ただし、身延町の休日を定める条例（平成16年身延町条例第2号）に定める町の休日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

2 提出場所

身延町役場 財政課 窓口（山梨県南巨摩郡身延町切石350番地）

3 提出書類

実施要領第18に定める書類

4 留意事項

(1) 入札参加申込みの受付をもって、入札参加資格又は事業計画について適合すると認めたものではない。

(2) 入札参加資格及び事業計画の実質的な審査は、開札後、落札候補者について行う。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加申込みをした者は、入札書を提出する前に限り、本入札を辞退することができる。
- (2) 辞退する場合は、令和8年9月24日正午までに、町が指定する入札辞退届を身延町役場財政課窓口へ持参して提出すること。ただし、入札書を提出した後は、同日正午前であっても辞退することはできない。
- (3) 入札辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。
- (4) 入札を辞退した者は、入札保証金を納付することを要しない。既に納付している場合は、実施要領に定めるところにより返還する。
- (5) 入札参加申込みをした者が、令和8年9月24日正午までに入札書を提出せず、かつ、入札辞退届を提出しなかった場合は、本入札への参加を失格とする。

第4 現地確認等

1 現地確認

入札参加申込みをした者が、入札前に売買物件の現地確認を希望する場合は、あらかじめ町に届け出なければならない。

2 現地調査

- (1) ボーリング、掘削、試料採取その他売買物件の土地の形状又は性状に影響を及ぼすおそれのある調査を行おうとする者は、あらかじめ、調査の日時、場所、方法、規模その他町が必要と認める事項を記載した書類を提出し、町の承認を受けなければならない。
- (2) 町は、売買物件の管理その他必要があると認めるときは、調査方法その他について条件を付し、又は調査を承認しないことができる。

3 費用及び原状回復

- (1) 現地確認又は現地調査に要する一切の費用は、これを行う者の負担とする。
- (2) 現地調査により売買物件又はその周辺の施設等に変更又は損傷を生じさせた場合は、その者の責任及び費用において、町が指定する期限までに原状に回復しなければならない。

4 事故等

現地確認又は現地調査に伴い生じた事故、損害その他については、これを行う者がその責任を負うものとする。

第5 入札

1 日時

令和8年9月24日 午前10時から正午まで

2 場所

身延町役場財政課（山梨県南巨摩郡身延町切石350番地）

3 提出書類

実施要領第19に定める書類

4 提出方法

- （1）入札書は、封筒に入れて封印し、法人の代表者本人又は代表者から委任を受けた代理人（従業員等）が持参して提出すること。
- （2）封筒には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ・「入札書在中」の表示
 - ・入札（契約）番号
 - ・入札日
 - ・法人名（法人名があらかじめ印刷された封筒を使用する場合を除く。）
- （3）入札書以外の提出書類は、入札書を封入した封筒と併せて提出すること。
- （4）持参以外の方法による提出は認めない。
- （5）入札書に記載した入札金額は、訂正することができない。
- （6）一度提出した入札書及びその他の提出書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。第3の5に定める入札の辞退は、入札書の提出前に限る。
- （7）法人の代表者本人が入札する場合を除き、従業員その他の者が法人を代理して入札する場合は、町が指定する委任状を提出すること。
- （8）入札書を提出した入札者又はその代理人は、入札書の提出後、開札場所で待機することを要しない。

- (9) 入札者は、開札の結果、同価格の入札をした者が2者以上となった場合に、町がくじの実施に関する電話連絡を行うため、入札参加申込書に記載した連絡先電話番号において、町からの電話連絡を受けられる状態を確保すること。連絡先電話番号に変更がある場合は、入札書の提出時までには町に申し出ること。

第6 開札

1 日時

令和8年9月24日 午後1時から

2 場所

身延町役場財政課（山梨県南巨摩郡身延町切石350番地）

3 方法等

- (1) 開札は、入札者又はその代理人の立会いを要しない。
- (2) 町は、有効な入札を行った者について、入札価格の高い順に順位を定め、最高価格を提示した者を落札候補者とする。
- (3) 同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより順位を決定する。
- (4) 前号の場合、町は、開札後直ちに、当該入札者の入札参加申込書に記載された連絡先電話番号に電話連絡し、当該入札者又はその代理人に対し、くじを引くため、開札当日の町が指定する時刻までに町が指定する場所へ来庁するよう求める。
- (5) 前号の電話連絡がつかないとき、当該入札者又はその代理人が町の指定する時刻までに来庁しないとき、又はくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない町の職員が、その者に代わってくじを引く。この場合において、電話連絡がつかないこと又は町の指定する時刻までに来庁しないことのみを理由として、その者の入札を無効としない。
- (6) 入札の回数は1回とし、再度入札は行わない。

第7 入札保証金

1 納付額

520,000円

入札保証金の納付額は、入札金額にかかわらず520,000円とする。

2 納付方法

入札参加申込みの受付時に町が交付する納入通知書により納付すること。

3 納付期限

令和8年9月18日

入札保証金を納付した者は、同日までに、町が指定する入札保証金返還先口座届（様式第19号）を身延町役場財政課窓口へ提出すること。

4 留意事項

- （1）入札参加者は、入札時に、入札保証金の納付を証する領収書等の写しを持参して提出しなければならない。
- （2）落札者が正当な理由なく売買契約を締結しないときは、落札決定を取り消し、納付済みの入札保証金は町に帰属する。

第8 契約保証金

1 納付額

売買代金の100分の10に相当する額

売買代金の100分の10に相当する額に円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

2 納付時期

売買契約の締結と同時に納付すること。

3 入札保証金の充当

納付済みの入札保証金は、町所定の承諾書を提出することにより、契約保証金に充当することができる。この場合において、契約保証金の額に不足する額は、売買契約の締結と同時に納付しなければならない。

第9 違約金

1 延滞違約金

売買代金を契約書案に定める納付期限までに納付しないときは、未納の売買代金について年3.6パーセントの割合で計算した延滞違約金を納付しなければならない。

2 契約違反に係る違約金

指定事業、禁止用途、権利設定若しくは所有権移転の禁止その他契約書案に定める義務に違反したときは、その違反内容に応じ、売買代金の100分の30又は100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。

3 留意事項

違約金の適用要件、端数処理、損害賠償その他の詳細は、契約書案による。

第10 入札参加資格及び入札の無効

1 入札参加資格

本入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人とする。

入札参加資格は、入札公告の日を基準として判定する。

ただし、入札公告の日から売買契約締結の日までの間に、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

- (1) 日本国内に本店を有する法人であること。
- (2) 入札公告の日において、法人の成立後20年以上を経過していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項による入札参加制限を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 身延町に納付すべき町税がある場合において、当該町税を滞納していないこと。
- (7) 法人が身延町暴力団排除条例（平成24年身延町条例第14号）第2条に規定する暴力団に該当せず、かつ、その役員等が同条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (8) 実施要領に定める指定事業を自ら実施する者であること。
- (9) 実施要領に定める禁止用途に売買物件を使用する計画でないこと。
- (10) 地元住民説明会の開催を含む、本公告及び関係資料に定める条件を遵守することができること。

2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加申込みをしていない者又は入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 入札保証金を所定の期限までに納付していない者又は所定の額に満たない入札保証金を納付した者がした入札
- (3) 入札書に必要な事項の記載がない入札、記載内容を確認することができない入札、入札金額を訂正した入札又は予定価格を下回る入札
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をした入札、入札者が他の入札者の代理人を兼ねた入札その他代理入札の条件に違反した入札
- (5) 入札書又は必要書類を所定の日時、場所若しくは方法により提出しなかった者がした入札
- (6) 入札に関し、談合、妨害、虚偽その他の不正な行為を行った者がした入札又は本公告若しくは関係資料に定める条件に違反した入札
- (7) 落札候補者が事後審査の結果不適格となった場合における当該落札候補者の入札
- (8) 入札辞退届を提出した者がした入札

第 1 1 事後審査、落札者の決定及び売買契約

1 事後審査

- (1) 町は、落札候補者について、入札参加資格、指定事業への適合性、自己使用、禁止用途への非該当、土地利用計画、事業の実現性、資金計画、関係法令及び許認可等並びに地元住民説明会に関する計画を審査する。
- (2) 審査項目及び判定方法の詳細は、実施要領及び入札参加資格審査表による。
- (3) 町は、審査に必要があると認めるときは、落札候補者に説明を求め、又は追加資料若しくは補足資料の提出を求めることができる。ただし、審査結果に影響を及ぼす内容の実質的な変更は認めない。

2 落札者の決定

- (1) 事後審査の結果、落札候補者を適格と認めたときは、その者を落札者として決定し、書面により通知する。
- (2) 落札候補者を不適格としたときは、その者の入札を無効とし、次順位の者を新たな落札候補者として同様の審査を行う。
- (3) 落札決定通知のみをもって売買契約が成立するものではない。

3 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、入札時に提示した普通財産売買契約書（案）の内容により町と売買契約を締結しなければならない。ただし、町が別に期限を指定したときは、その期限までに契約を締結しなければならない。
- (2) 契約当事者の表示、契約金額、契約日、売買代金の納付期限、指定事業その他落札結果又は提出書類に基づき確定する事項を除き、契約条件の実質的な変更は行わない。

4 売買代金、所有権移転等

- (1) 落札者は、売買契約締結の日から60日以内に、契約書に定める日までに売買代金を納付しなければならない。
- (2) 売買物件の所有権は、売買代金の全額納付後に行う所有権移転登記が完了した日に落札者に移転し、同日に現状有姿で引き渡す。
- (3) 所有権移転登記、買戻しの特約の登記、費用負担その他の詳細は、契約書案による。

第 1 2 その他

- (1) 入札参加者は、自らの責任において、売買物件の現況並びに指定事業の実施に必要な法令上の制限及び手続を確認した上で入札すること。
- (2) 落札者は、指定事業を実施するに当たり、防災、周辺環境への配慮及び雇用の創出に関する考え方を事業計画に取り入れ、地域社会との調和に努めなければならない。これらの取組方針は、入札参加資格、入札価格の順位又は落札候補者の適否判定の対象とはしない。詳細は、実施要領による。
- (3) 入札への参加に要する費用は入札参加者の負担とし、売買契約の締結、登記及び指定事業の実施その他これらに要する費用は落札者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。提出書類の使用及び開示請求があった場合の取扱いは、実施要領による。
- (5) 町は、やむを得ない事由により、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。その場合の取扱いは、実施要領による。
- (6) 入札参加者は、本公告及び関係資料の内容を了承した上で入札するものとする。
- (7) 入札日程その他の事項を変更する場合は、身延町ホームページへの掲載その他町が適当と認める方法により周知する。

第 1 3 問い合わせ

郵便番号	〒409-3392
所在地	山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
担当	身延町財政課財政担当
電話番号	0556-42-4802（直通）
電子メール	keiyaku@town.minobu.lg.jp